

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 5 | 生活保護関係事務に係る特定個人情報保護評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

埼玉県は、生活保護関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県知事

公表日

令和5年1月4日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 生活保護関係事務 |
| ②事務の概要 | <p>(1)生活保護実施事務 生活保護法に基づき、生活保護及び就労自立給付金の申請の受理及びその申請に対する応答、要保護者及び被保護者であった者の資産、収入に関する調査等を行い適切な生活保護を実施し、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する事務である。 福祉事務所等で受け付けた生活保護申請に対して、収入の状況や他の制度からの給付等の状況について情報提供ネットワークシステムなどにより照会した上で保護の程度を決定する。 生活保護関係情報については、情報提供対象となっているため、統合宛名システムを経由して中間サーバーへの副本の登録を行う。</p> <p>(2)オンライン資格確認導入事務 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされることと、他の保護の実施機関と共同して、医療の給付、被保護者健康管理支援事業の実施その他の事務に係る被保護者又は被保護者であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に委託することができる旨の規定が生活保護法に盛り込まれることを踏まえ、下記事務を行い又は支払基金に委託することとし、支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 本県・本県各福祉事務所が、オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報(医療券・調剤券情報の提供を行う。(本県・本県各福祉事務所の生活保護システムまたは統合専用端末から、被保護者の資格情報(医療券・調剤券情報)に関するデータを、医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区画)へ連携する。) ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 本県から委託を受けた支払基金が、本県・本県各福祉事務所から委託区画に連携された個人番号を含む被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 本県から委託を受けた支払基金が、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 本県から委託を受けた支払基金が、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> |
| ③システムの名称 | 生活保護事務等電算処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 生活保護等受給者ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 項番15 番号法第9条第1項後段(個人番号利用事務委託) |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 別表第二項番26(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116及び120(情報提供) |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉部社会福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 埼玉県福祉部社会福祉課 さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-3280 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 埼玉県福祉部社会福祉課 さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-3280 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年9月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年9月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--------------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [特に力を入れて行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|---|------|-----------|
| 平成28年2月1日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 項番15 | 番号法第9条第1項 別表第一 項番15 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 | 事後 | 主務省令の制定 |
| 平成28年2月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二項番26(情報照会)、9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120(情報提供) | 番号法第19条第7号 別表第二項番26(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号、第2号、第9条、第11条第1号、第12条第1号～第4号、第17条第1号、第19条、第20条第4号～第7号、第9号、第10号、第21条第1号、第4号、第5号及び第7号～第9号、第22条第2号～第5号、第7号、第9号、第10号、第28条第1号～第5号、第7号～第9号、第32条第1号及び第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条、第47条第1項第2号～第11号、同条第2項、第52条、第53条第1号～第3号、第55条(情報提供) | 事後 | 主務省令の制定 |
| 平成28年2月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 平成27年2月1日 時点 | 平成27年12月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成28年2月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成27年2月1日 時点 | 平成27年12月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|--|------|-----------|
| 平成29年3月30日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二項番26(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号、第2号、第9条、第11条第1号、第12条第1号～第4号、第17条第1号、第19条、第20条第4号～第7号、第9号、第10号、第21条第1号、第4号、第5号及び第7号～第9号、第22条第2号～第5号、第7号、第9号、第10号、第28条第1号～第5号、第7号～第9号、第32条第1号及び第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条、第47条第1項第2号～第11号、同条第2項、第52条、第53条第1号～第3号、第55条(情報提供) | 番号法第19条第7号 別表第二項番26(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号及び第2号、第9条、第11条、第12条第1号～第4号及び第6号、第17条第1号、第19条、第20条第4号～第7号、第9号、第10号、第21条第1号、第4号、第5号及び第7号～第9号、第22条第2号～第6号、第8号、第10号、第11号、第26条の4第1号、第28条第1号～第5号、第7号～第9号、第32条第1号及び第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条、第47条第1項第2号～第15号及び第17号～23号、同条第2項、第52条、第53条第1号～第3号、第55条第1号、第2号、第4号及び第6号、第59条の2(情報提供) | 事後 | 主務省令の一部改正 |
| 平成29年3月30日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 課長 沢辺 範男 | 課長 加藤 誠 | 事後 | 人事異動 |
| 平成29年3月30日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 平成27年12月1日 時点 | 平成28年12月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成29年3月30日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成27年12月1日 時点 | 平成28年12月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成30年3月29日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 平成29年2月1日 時点 | 平成30年2月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成30年3月29日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成29年2月1日 時点 | 平成30年2月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成31年3月28日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 課長 加藤 誠 | 課長 | 事後 | 記載事項修正 |
| 平成31年3月28日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 平成30年2月1日時点 | 平成31年2月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成31年3月28日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成30年2月1日時点 | 平成31年2月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成31年3月28日 | IV リスク対策 | | 新様式への変更(IVリスク対策を追加) | 事後 | 主務省令等の改正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|--|------|-----------|
| 令和2年3月30日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第7号 別表第二項番26(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条(情報照会)</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二項番9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号及び第2号、第9条、第11条、第12条第1号～第4号及び第6号、第17条第1号、第19条、第20条第4号～第7号、第9号、第10号、第21条第1号、第4号、第5号及び第7号～第9号、第22条第2号～第6号、第8号、第10号、第11号、第26条の4第1号、第28条第1号～第5号、第7号～第9号、第32条第1号及び第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条、第47条第1項第2号～第15号及び第17号～23号、同条第2項、第52条、第53条第1号～第3号、第55条第1号、第2号、第4号及び第6号、第59条の2(情報提供)</p> | <p>番号法第19条第7号 別表第二項番26(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条(情報照会)</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二項番9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び119(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号及び第2号、第9条第1号及び第3号～4号、第11条第1～2号及び4号、第12条第1号～第4号、第6号及び第8号、第13条第2号、第14条第3号、第17条第1号、第19条、第20条第4号～第7号、第9号及び第10号、第21条第1号、第4号、第5号及び第7号～第9号、第22条第2号～第6号、第8号、第10号及び第11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号、第32条第1号及び第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条、第47条第1項第2号～23号、第52条、第53条第1号～第3号、第55条第1号、第7号、第9号、第10号及び第11号、第59条の2第1号、第59条の3第1～2号(情報提供)</p> | 事後 | 主務省令の一部改正 |
| 令和2年3月30日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 平成31年2月1日時点 | 令和1年9月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和2年3月30日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成31年2月1日時点 | 令和1年9月1日時点 | 事後 | 時点修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|-----------|
| 令和3年3月30日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第7号 別表第二項番26(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条(情報照会)</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二項番9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び119(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号及び第2号、第9条第1号及び第3号～4号、第11条第1～2号及び4号、第12条第1号～第4号、第6号及び第8号、第13条第2号、第14条第3号、第17条第1号、第19条、第20条第4号～第7号、第9号及び第10号、第21条第1号、第4号、第5号及び第7号～第9号、第22条第2号～第6号、第8号、第10号及び第11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号、第32条第1号及び第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条、第47条第1項第2号～23号、第52条、第53条第1号～第3号、第55条第1号、第7号、第9号、第10号及び第11号、第59条の2第1号、第59条の3第1～2号(情報提供)</p> | <p>番号法第19条第7号 別表第二項番26(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条(情報照会)</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二項番9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1～2号、第9条第1号及び第3号～4号、第11条第1～2号及び4号、第12条第1号～第4号、第6号及び第8号、第13条第2号、第14条第3号、第17条第1号、第19条、第20条第4～5号、第7～8号及び第10号、第21条第1号、第5～6号及び第8号～第10号、第22条第2号～第6号、第8号及び第10～11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号、第32条第1号及び第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条、第47条第1項第2号～23号、第52条、第53条第1号～第3号、第55条第1号、第6～7号及び第9～11号、第59条の2の2第1号及び第6号、第59条の3第1～2号(情報提供)</p> | 事後 | 主務省令の一部改正 |
| 令和3年3月30日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和1年9月1日時点 | 令和3年3月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年3月30日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和1年9月1日時点 | 令和3年3月1日時点 | 事後 | 時点修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|--|------|--|
| 令和3年12月27日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 項番15 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 | 番号法第9条第1項 別表第一 項番15 | 事後 | 「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更 |
| 令和3年12月27日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二項番26(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1～2号、第9条第1号及び第3号～4号、第11条第1～2号及び4号、第12条第1号～第4号、第6号及び第8号、第13条第2号、第14条第3号、第17条第1号、第19条、第20条第4～5号、第7～8号及び第10号、第21条第1号、第5～6号及び第8号～第10号、第22条第2号～第6号、第8号及び第10～11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号、第32条第1号及び第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条、第47条第1項第2号～23号、第52条、第53条第1号～第3号、第55条第1号、第6～7号及び第9～11号、第59条の2の2第1号及び第6号、第59条の3第1～2号(情報提供) | 番号法第19条第8号 別表第二項番26(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116及び120(情報提供) | 事後 | 番号法の改正 及び 「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更 |
| 令和3年12月27日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和3年3月1日時点 | 令和3年9月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年12月27日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和3年3月1日時点 | 令和3年9月1日時点 | 事後 | 時点修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--------------------------------|--|--|------|--|
| 令和5年1月4日 | I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要 | 生活保護法に基づき、生活保護及び就労自立給付金の申請の受理及びその申請に対する応答、要保護者及び被保護者であった者の資産、収入に関する調査等を行い適切な生活保護を実施し、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する事務である。福祉事務所等で受け付けた生活保護申請に対して、収入の状況や他の制度からの給付等の状況について情報提供ネットワークシステムなどにより照会した上で保護の程度を決定する。生活保護関係情報については、情報提供対象となっているため、統合宛名システムを経由して中間サーバーへの副本の登録を行う。 | (1)生活保護実施事務 生活保護法に基づき、生活保護及び就労自立給付金の申請の受理及びその申請に対する応答、要保護者及び被保護者であった者の資産、収入に関する調査等を行い適切な生活保護を実施し、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する事務である。福祉事務所等で受け付けた生活保護申請に対して、収入の状況や他の制度からの給付等の状況について情報提供ネットワークシステムなどにより照会した上で保護の程度を決定する。生活保護関係情報については、情報提供対象となっているため、統合宛名システムを経由して中間サーバーへの副本の登録を行う。 (2)オンライン資格確認導入事務 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされることと、他の保護の実施機関と共同して、医療の給付、被保護者健康管理支援事業の実施その他の事務に係る被保護者又は被保護者であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に委託することができる旨の規定が生活保護法に盛り込まれることを踏まえ、下記事務を行い又は支払基金に委託することとし、支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 | 事前 | 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」による生活保護法の改正 |
| 令和5年1月4日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 項番15 | 番号法第9条第1項 別表第一 項番15 番号法第9条第1項後段(個人番号利用事務委託) | 事前 | 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」による生活保護法の改正 |
| 令和5年1月4日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和3年3月1日時点 | 令和4年9月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和5年1月4日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和3年3月1日時点 | 令和4年9月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |